

公判への職員の傍聴呼びかけに係る対応について

令和6年7月26日に弁護士による検証チームから公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書が提出され、関係職員の処分を令和6年8月23日付で行い公表しました。

検証の結果明らかになった課題等を踏まえ、再発防止に取り組みます。

1 課題の認識

(1) 巨大組織に適合したリスク管理・コンプライアンス体制の強化

- ・総務部内に法務の担当係長等が配置されているものの、505校の学校と約2万人の教職員を擁する横浜市教育委員会において、リスク管理やコンプライアンス体制が十分に機能していない。

児童生徒	教職員	学校数	教育委員会
約26万人	約2万人	505校	約800人

【弁護士検証等】

- ・広範かつ多角的な視野を持って行動することができる重層的な体制づくりが必要である。

(2) 職位を問わず組織全体のコンプライアンス意識の強化

- ・組織としての意思決定をしていく過程では、判断に必要な情報の確認と職位に応じた視点に立ち、それぞれの段階で判断していくことが求められているが、今回の事案では、公判傍聴が市民にどのような影響をもたらすのか、どの段階でもコンプライアンスの視点が欠けていた。

【弁護士検証等】

- ・動員の可否や法律上の問題点について、意思決定の際に十分な検討が行われていない。

(3) 風通しの良い組織風土づくりの推進

- ・動員の協力依頼への対応にあたって、疑問を感じた職員もいたが、動員を見直すまでには至らず、上司と部下職員間や職員同士で自由に話し合える環境や円滑な情報共有ができる職場づくりが十分とは言えない。また、疑問に対して十分に斟酌することができなかった。

【弁護士検証等】

- ・今回の事案で疑問を感じた職員の声は結果として対応の修正判断につながらなかった。

(4) 拠点が分散する巨大な組織間の円滑な情報共有と連携の推進

- ・公判傍聴の市民への影響の重大性に鑑みれば、その是非についてあらかじめ十分に検討し、上司への相談や関係部署との情報共有等が必要だが、学校、学校教育事務所及び本庁関連部署（桜木町）間で円滑な情報共有を行うための仕組みが十分でなかった。

【弁護士検証等】

- ・重要な情報を共有し、組織としての一体性を持った判断ができる体制づくりが必要である。

(5) 教職員による不祥事防止の徹底

- ・今回の事案の背景にあるような教職員の不祥事自体をなくすため、教職員の意識改革をはじめ学校と教育委員会が一体となった取組を進める必要がある。

2 再発防止に向けた取組

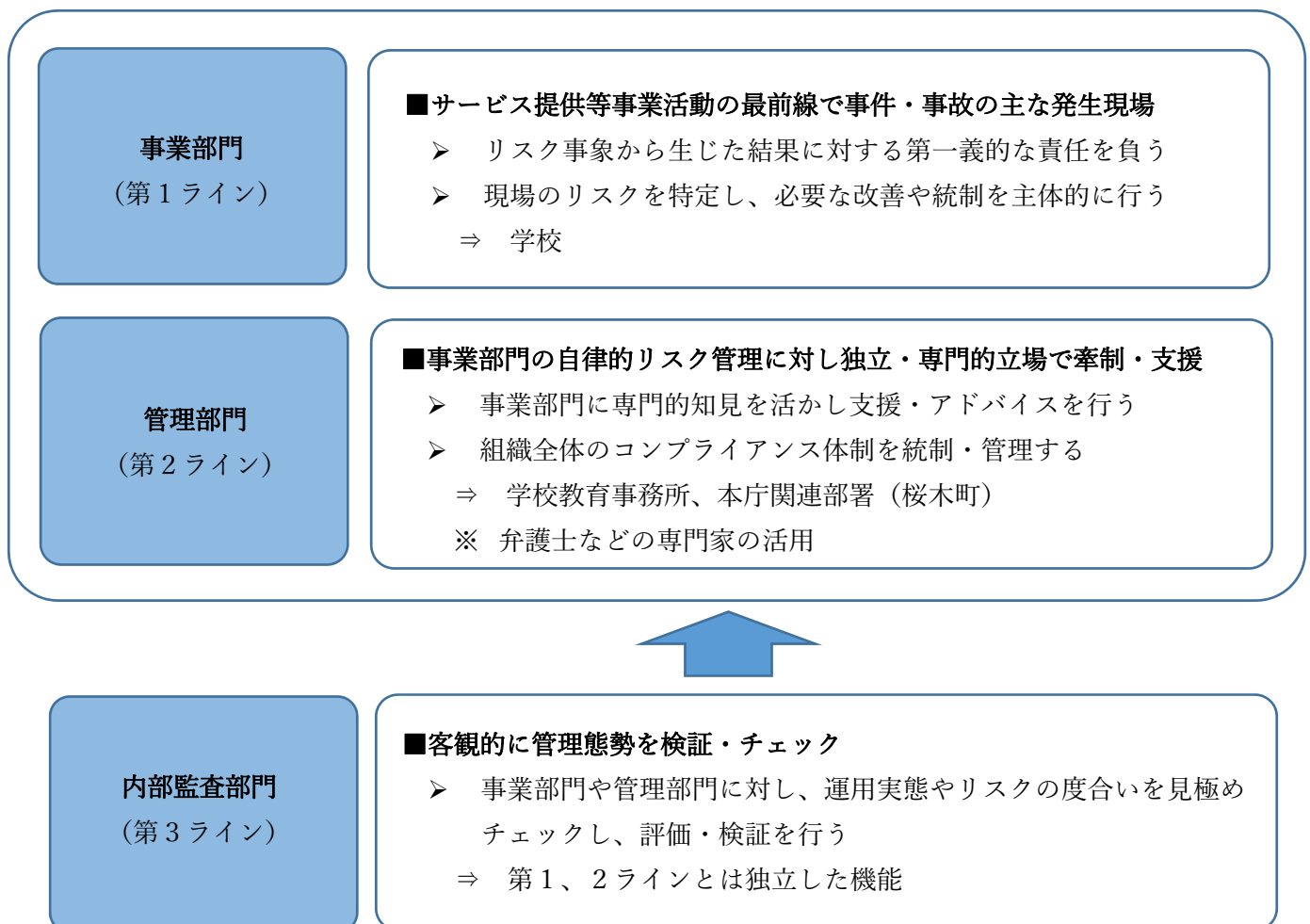
(1) 総合的リスク管理・コンプライアンス体制の強化

数多くの顧客、従業員を抱え、多数の支店を持つ大手企業では、コンプライアンス、ガバナンス体制の強化の重要性は高まっており、特に、信用が重要である金融機関等を中心に「3つの防衛線」等の重層的リスク管理（※）が導入されている。

横浜市教育委員会は、国内他都市に類をみない教育に関する様々な事業を遂行する巨大な組織であり、児童・生徒、保護者にとって安全・安心な学校となるよう、その規模と学校現場で発生する多様な事象に対する迅速かつ的確な対応と信頼の確保が重要であり、そのためのリスク管理が必要と考える。

今後、弁護士の検証チームからのアドバイスに加え、金融機関等や組織開発の専門家との意見交換を踏まえ、重層的なリスク管理の構築を検討し、基本的な体制の改革については令和7年4月から実施することを目指して検討を進める。また、ICTも活用した情報共有速度・相談環境の充実を検討する。

※【参考】重層的リスク管理のイメージ



(2) 今回の事案を受けた事務局内でのコンプライアンスの推進等

- ・事務局内での周知徹底
 - ①裁判の公益性を鑑み、今後、動員を行わないこと（令和6年5月20日通知）
 - ②検証チームの検証内容を部長級以上の事務局内会議で共有（令和6年7月30日）
 - ③検証結果を真摯に受け止め、全職員でコンプライアンス意識強化と市民の信頼回復に取り組むこと（令和6年8月23日通知）
- ・研修の実施
 - 弁護士による性被害者支援の現状や仕組みに関する研修会を実施。（9月～10月）

(3) ボトムアップ、職員の声が届く仕組みづくり（7月～）

- ・有志職員による現場目線からの業務改善・組織風土改革PJの立ち上げ
- ・現状の課題抽出と今後の取組の方向性を議論（7月に2回実施）
- ・今後、若手職員や保護者職員等を通じた組織間コミュニケーション向上の取組やAIチャットの活用など業務効率化の取組を推進

(4) 学校現場との直接の接点となる学校教育事務所の在り方検討（令和6・7年度）

- ・各学校教育事務所は所管する学校で発生する様々な事案に対し、迅速に状況を把握し、リスク管理や法的チェック体制が求められている。こうした中で、設置から14年が経過していることや、今回の事案を踏まえるとともに、この間の事務所の運用状況の検証を行った上で、その役割と機能を発揮できる体制の見直しに向けて、在り方の検討

(5) わいせつ事案の防止に向けた取組強化

- ・学校への周知徹底
 - ①教職員のわいせつ等の根絶に向けて注意喚起や指導の実施を通知（令和6年7月18日通知）
 - ②教職員の不祥事防止に向けてさらなる徹底を通知（令和6年8月23日通知）
- ・研修の実施
 - ①学校管理職を対象にわいせつ事案など自校の不祥事防止に向けたeラーニングを新たに実施（7月～9月）
 - ②教職員を対象に不祥事防止研修を各学校で実施
 - 他都市の協力を得て、臨床心理や犯罪抑止の専門家の知見を取り入れた研修資料を提
 - 供、7月以降各学校で実施

【参考】 検証結果の主なポイント（検証結果報告書より）

令和6年6月13日から7月26日まで神奈川県弁護士会から推薦を受けた弁護士3名により4事案について検証が実施され、検証結果報告書が提出されました。

1 「公判傍聴」と「旅費・給与における公務の位置づけ」

出張命令によるものであり、いずれも返還義務なし。

2 動員の意思決定者

動員の判断権者・決定権者である「前教育長」と「各学校教育事務所長」の責任は免れ難くかつ重い。

3 組織的動員に至った経緯（原因）

- ・組織的動員は「身内の擁護」や「不祥事の隠蔽」を目的として行われたものではない。
- ・「公判傍聴への動員について、各学校教育事務所が行い、他の部署は任意に協力するだけであるという意識が強く、それが教育委員会による組織的動員であるという認識がなかったこと」や「他の傍聴者を排除する目的で公判傍聴に組織的動員をすることの当否や法律上の問題点について、十分な検討がなされなかったこと」など要因が複合的に重なったこと。

4 公開裁判の原則（憲法第82条第1項）等との関係

他の傍聴者の公判傍聴を排除するのは憲法違反とまでは言えないが、公開裁判の原則の趣旨に反する。

5 教育委員会の職務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）との関係

同条第9号及び第19号に該当せず、教育委員会の職務を逸脱しており、その意味において違法と判断。

6 刑事裁判における被害児童生徒のプライバシー保護のあり方

被害者特定事項の秘匿制度は万能ではない。被害者特定事項の秘匿制度があるから被害児童生徒のプライバシー保護が十分に図られると考えるのは早計。

職員傍聴動員という方法で被害児童生徒のプライバシー保護を図ろうとしたが、教育委員会の中だけで完結しようとし、被害児童生徒を支援する様々な立場の関係機関と連携する発想は乏しい。